別表十七（三の七）付表二　記載要領

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の６第11項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第11項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「⑳のうち配当等の額　㉖」の欄の記載に当たつては、次に掲げる外国関係会社（租税特別措置法第66条の６第２項第１号に規定する外国関係会社をいう。以下この記載要領において同じ。）の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

⑴　租税特別措置法施行令第39条の17の２第２項第１号イ（外国関係会社に係る租税負担割合の計算）に掲げる外国関係会社　同号イ⑴に掲げる所得の金額から除かれる同号イ⑴に規定する配当等の額を記載すること。

⑵　租税特別措置法施行令第39条の17の２第２項第１号ロに掲げる外国関係会社　同号ロ⑸に規定する配当等の額を記載すること。

3　「所得の金額（⑱又は⑲）＋㉕－㉘　㉙」の欄の記載に当たつては、次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

⑴　租税特別措置法施行令第39条の17の２第２項第１号イに掲げる外国関係会社　「⑱又は」を消すこと。

⑵　租税特別措置法施行令第39条の17の２第２項第１号ロに掲げる外国関係会社　「又は⑲」を消すこと。

4　租税特別措置法施行令第39条の17の２第２項第３号又は第39条の117第２項第３号（外国関係会社に係る租税負担割合の計算）に規定する場合に該当するときは、「所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額　㉛」の欄は、所得の額に応じて高くなるその本店所在地国（その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいう。次号及び第６号において同じ。）の外国法人税（法第69条第１項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。次号及び第６号において同じ。）の税率のうち最高税率を用いて算定した税額から「実際に納付する外国法人税の額　㉚」の金額を控除した残額を記載するとともに、その用いた最高税率を同欄の括弧の中に記載すること。

5　「本店所在地国外において納付する外国法人税の額　㉝」の欄は、外国関係会社がその本店所在地国以外の国又は地域において課された外国法人税の額から「⑳のうち配当等の額　㉖」の金額（当該国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に限る。）に対して課された外国法人税の額を控除した残額を記載すること。

6　租税特別措置法施行令第39条の17の２第２項第４号又は第39条の117第２項第４号に規定する場合に該当するときは、「㉙が零又は欠損金額となる場合の租税の負担割合　㊱」の欄の記載に当たつては、次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。この場合には、「㉚」から「㉟」までの各欄の記載は要しない。

⑴　租税特別措置法施行令第39条の17の２第２項第１号イに掲げる外国関係会社　当該外国関係会社の主たる事業に係る収入金額（その収入金額が「⑳のうち配当等の額　㉖」の金額である場合には、当該外国関係会社のその収入金額以外の収入金額）から所得が生じたとしたときにその所得に対して適用される本店所在地国の外国法人税の税率を記載すること。

⑵　租税特別措置法施行令第39条の17の２第２項第１号ロに掲げる外国関係会社　「０」と記載すること。

7　内国法人が租税特別措置法第66条の９の２第11項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の２第11項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。